

SUN MICROSYSTEMS, INC.

バイナリコードライセンス契約書 JAVA 2 PLATFORM STANDARD EDITION RUNTIME ENVIRONMENT 5.0 用

SUN MICROSYSTEMS, INC (以下「SUN」とする) は、お客様が本バイナリコード ライセンス契約および補足ライセンス条項 (以下集合的に「契約書」とする) のすべてを受諾することを条件として、お客様に対し、以下のソフトウェアの使用権を許諾します。ご使用前に契約書をよくお読みください。本ソフトウェアをダウンロードまたはインストールすることは、契約書条項を受諾したものとみなされます。契約書下端にある「同意する」ボタンを選択して、受諾してください。受諾できない条項がある場合、契約書下端にある「同意しない」ボタンを選択すると、ダウンロードまたはインストールが中断されます。

- 1. 定義。**「ソフトウェア」とは、上記のバイナリ形式で提供される、機械可読の資料 (ライブラリ、ソースファイル、ヘッダーファイル、およびデータファイルを含むがそれらに限定されない) や、Sun が提供する最新情報または誤謬修正、ユーザ取扱説明書、プログラミング ガイドおよび Sun が本契約書の下に提供するその他の文書を意味します。「プログラム」とは、Java の可能な汎用デスクトップ コンピュータおよびサーバに搭載された Java 2 Platform Standard Edition (J2SE プラットフォーム) 上で動作するよう意図された Java アプレットおよびアプリケーションを指します。
- 2. 使用の許諾。**補足ライセンス条項の「Java テクノロジーに関する制約事項」を含むがそれに限定されない本契約書条項に基づいて、Sun はお客様に対し、無償で、プログラムの作動を唯一の目的として、ソフトウェアを完全に改変されないまま、社内でのみ再生および使用するための非独占的で譲渡不能な限定的使用権を許諾します。開発業者や出版業者用の追加的ライセンスは、補足ライセンス条項において付与されます。
- 3. 制限。**本ソフトウェアには秘密情報が含まれており、著作権は保護されています。本ソフトウェアの権限および付随するすべての知的財産権は、Sun とライセンス、またはそのいずれかが保有しています。準拠法によってかかる制限が禁じられている場合を除き、本ソフトウェアを改変、逆コンパイル、もしくはリバースエンジニアリングすることは禁止されています。ライセンスは、使用権の付与されたソフトウェアが、核施設の設計、建設、運転または保守で使用するよう設計、ライセンス、および意図されていないことを認識するものとし、Sun Microsystems, Inc. は、そのような目的の適合性に関して、明示、黙示を問わずいかなる保証も致しません。本契約では、Sun またはライセンスの商標、サービスマーク、ロゴまたは商号の権利、権限、または利益は一切与えられません。開発業者や出版業者向けライセンスに対する追加制限事項は、補足ライセンス条項において記述されます。
- 4. 限定保証。**Sun は、領収証に記入された購入日から 90 日間、本ソフトウェアが正常に使用された場合に限り、領収書の写しを証拠として、本ソフトウェアが保存されている媒体 (存在する場合) の材質上および製造上の瑕疵がないことを保証します。上記のことを除いて、本ソフトウェアは「現状のまま」で提供されます。この限定保証では、お客様に対する全面的な補償と Sun の全責任は、本ソフトウェア製品の交換または本ソフトウェアに対してお客様が支払った代金の払い戻しに限られます。ソフトウェアに関して含意された保証はすべて 90 日間に限定されます。州によっては黙示保証期間への制限が認可されていないため、上記は該当しない場合もあります。この限定保証は、お客様に特定の法的権利を与えるものです。お客様は州によって異なる他の権利を保有することもあります。
- 5. 保証の否認。**本契約に明記されていない限り、商品性、特定目的への適合性、または権利の非侵害性に関する黙示の保証を含む、すべての明示的または黙示的な条件、表明および保証を否認します。ただし、これらの否認が法令で認められていない場合はこの限りではありません。

6. **責任の限度**。Sun またはそのライセンサは、たとえ損害の可能性を知らされていたとしても、本ソフトウェアの使用または使用不能を原因とする、またはそれに関連する、収益、利益、データの喪失、その他一切の損害（特別損害、間接損害、偶発的損害、付随的損害、懲罰的損害を問いません）に対して、法令が認める範囲で、その責任内容に関わらず一切責任を負いません。契約に定められた行為によるものであるか、定められていない行為（過失を含めて）によるものであるかに関わらず、お客様に対する Sun の責任は、いかなる場合も本契約に基づいてお客様が本ソフトウェアに対して支払った金額を超えることはありません。上記の制限は、前述の保証内容よりも優先されるものとします。州によっては偶発的損害または付随的損害の除外が認められていないため、上記は該当しない場合もあります。
7. **終了**。本契約は終了されるまで有効です。お客様は、本ソフトウェアの複製物をすべて廃棄することにより、本契約をいつでも終了することができます。お客様が本契約の条項に従わなかった場合、Sun から通知されることなく、本契約はただちに終了するものとします。ソフトウェアが何らかの知的所有権侵害の申し立ての対象となった場合、またはいずれかの当事者がかかる対象となる可能性があると判断した場合、いずれの当事者も本契約を直ちに終了することができます。終了時には、お客様はソフトウェアの複製物をすべて廃棄しなければなりません。
8. **輸出規制**。本契約で提供されるすべてのソフトウェアおよび技術的データは、米国輸出管理法の対象となっています。また、他国においても輸出入管理法の対象となっている場合があります。お客様は、それらのすべての法令および規制を厳守することに同意し、納品後に輸出、再輸出、または輸入の許可が必要となった場合には、お客様にそれらを取得する責任があるものとします。
9. **商標とロゴ**。お客様は、Sun が SUN、SOLARIS、JAVA、JINI、FORTE、および iPLANET の商標と、SUN、SOLARIS、JAVA、JINI、FORTE、および iPLANET のあらゆる関連商標、サービスマーク、ロゴその他のブランド名（以下「Sun マーク」とする）の所有者であることを認識し、同意するものとします。またお客様は、現在 <http://www.sun.com/policies/trademarks> に掲載されている Sun Trademark and Logo Usage Requirements (Sun 商標およびロゴ使用要件) に従うことに同意します。お客様による Sun マークのご使用は、すべて Sun の利益のために効力を生じるものとします。
10. **アメリカ合衆国連邦政府の制限された権利**。本ソフトウェアが米国連邦政府やその代理機関、また米国連邦政府と直接的あるいは間接的に契約を結んだ機関によって取得された場合、ソフトウェアおよび付随する文書に対する米国連邦政府の権限は、48 CFR 22.7.7201 ないし 227.7202-4（米国国防総省による取得）並びに 48 CFR 2.101 および 12.212（米国国防総省以外による取得）に従って、この契約書に記載されている内容に制限されます。
11. **準拠法**。本契約は、カリフォルニア州法およびそれを統括している米国連邦法に準拠するものとします。管轄や準拠法を選択することはできません。
12. **可分性**。本契約の一部が強制力を持たないと判明した場合でも、残りの部分は引き続き有効になります。ただし、その条項を除くことで当事者の目的が達成されなくなる場合は、本契約はただちに終了するものとします。
13. **完全性**。本契約は、お客様と Sun における、その契約内容に関する完全な合意であり、事前または同時になされた口頭または書面による協議、提案、表明、および保証よりも優先されます。また、本契約期間中に当事者間で交わされた、契約内容に関する見積り、注文、承認、その他一切の協議との間で、矛盾や追加条項がある場合、本契約が優先されます。本契約は、各当事者の権限のある代表者が署名した書面によってのみ、その内

容を変更することができます。

補足ライセンス条項

この補足ライセンス条項は、バイナリコード ライセンス契約書に追加または修正を加えるものです。この補足条項に定義されていない太文字の用語は、契約書での定義と同義です。この補足条項は、バイナリコード ライセンス契約書またはソフトウェアに含まれるライセンス内の矛盾する、または相反する条項のすべてに優先されます。

- A. ソフトウェアの内部的使用および開発に関するライセンス許諾。**本補足条項の Java テクノロジーに関する制約事項を含むがそれに限定されない本契約の条件と、ソフトウェアの README ファイルに記載の制限および例外事項に従い、Sun はお客様に対し、お客様によるプログラムの設計、開発、テストを目的として、ソフトウェアを完全な、かつ改変の加えられていない状態で、社内で複製および使用するための、非独占的で譲渡不能な、制限された使用権を、ライセンス料なしで許諾します。
- B. ソフトウェアの頒布許可。**本補足条項の Java テクノロジーに関する制約事項とソフトウェアの README ファイルに記載の制限および例外事項を含む（ただしそれらに限定されない）本契約の条件に従い、Sun はお客様に対し、ソフトウェアを社内で複製および頒布する、非独占的で譲渡不能な、制限された使用権を、以下の (i) から (vii) を条件としてライセンス料なしで許諾します。(i) ソフトウェアを完全で改変されないまま、お客様のプログラムを実行することを唯一の目的としてまたお客様のプログラムの一部としてバンドルされた状態でのみ頒布する。(ii) プログラムが重要かつ主要な機能を本ソフトウェアに与える。(iii) ソフトウェアのコンポーネントを取り替えることを目的として追加的なソフトウェアを頒布しない。(iv) ソフトウェアに記載されているいかなる所有権表示や告知も除去または変更しない。(v) お客様が、本契約に含まれる条項と一貫した、Sun の利益を保護するライセンス契約に従ってのみ本ソフトウェアを頒布する。(vi) 「プログラム」および「ソフトウェア」の一部またはすべての使用あるいは頒布に起因した第三者からの請求、訴訟または行為に関連して生じるいかなる損害、費用、責任、和解金および出費（弁護士費用を含む）から、Sun とそのライセンスを防禦し、補償することに同意する。
- C. Java テクノロジーに関する制約事項。**お客様は、Sun が命名規約で特定した java、javax、sun または同様に規定された名称としてなんらかの方法で確認されるクラス、インタフェース、またはサブパッケージの反応をお客様自身が創成、改変もしくは変更したり、他者にこの反応を創成、改変もしくは変更させたりすることはできません。
- D. ソースコード。**ソフトウェアは、他の目的のために使用権が明確に付与されない限り、本契約の条項に従って参照目的のためだけに提供されるソースコードを含んでいます。本契約で明確に規定されない限り、ソースコードの再頒布は許可されません。
- E. 第三者コード。**ソフトウェアの一部に適用される追加的な著作権告知およびライセンス条項は、THIRDPARTYLICENSEREADME.txt ファイルに規定されています。THIRDPARTYLICENSEREADME.txt ファイルに明記されているあらゆる第三者オープンソース/フリーウェアライセンス条項に加えて、バイナリコード ライセンス契約の第 5 および第 6 項に記載の「保証の否認」および「責任の限度」条項がこの頒布のすべてのソフトウェアに適用されます。

お問い合わせ先: Sun Microsystems, Inc., 4150 Network Circle, Santa Clara, California 95054, U.S.A.

(LFI#141623/Form ID#011801)